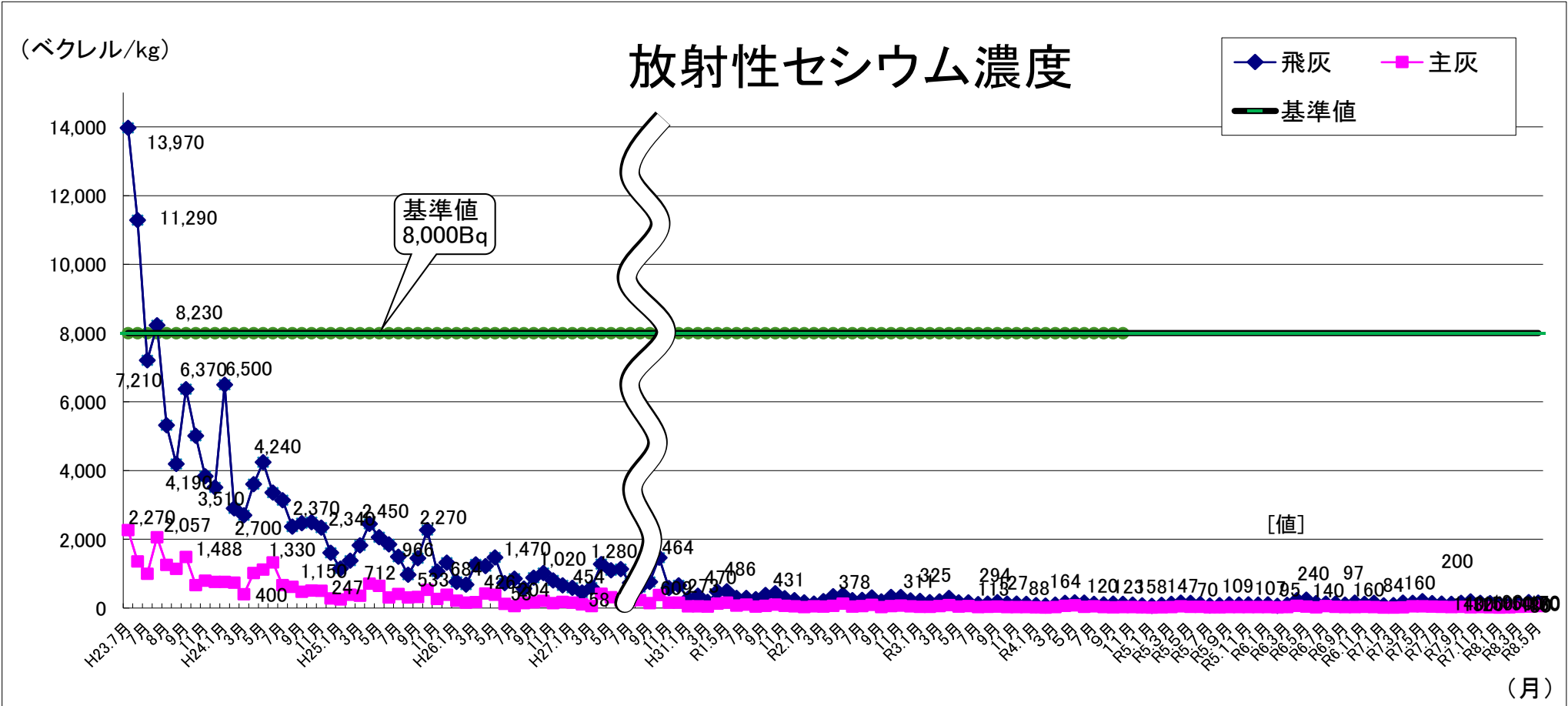


1 放射性物質の測定結果

放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、焼却灰を月1回測定しています。

主灰：焼却炉の炉底に残る灰
飛灰：排ガス中に含まれる微細な灰

- ・焼却灰（主灰・飛灰）の放射性セシウム濃度の測定結果（セシウム134と137の合計値）



(ベクレル)

R7年度	2月	3月	R8年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
主灰	22	35	主灰	45	57	—	—	—	—	—	—	—	—
飛灰	80	130	飛灰	170	160	—	—	—	—	—	—	—	—

・排ガス中の放射性セシウムの測定結果（セシウム 134 と 137 の合計値）

測定月	炉別	測定試料	分析の結果	検出下限値
令和 8 年 2 月	2 号炉	ろ紙部	不検出	2 Bq/m ³ N
		ドレン部	不検出	同上
令和 8 年 3 月	3 号炉	ろ紙部	不検出	同上
		ドレン部	不検出	同上
令和 8 年 4 月	2 号炉	ろ紙部	不検出	同上
		ドレン部	不検出	同上
令和 8 年 5 月	1 号炉	ろ紙部	不検出	同上
		ドレン部	不検出	同上
	3 号炉	ろ紙部	不検出	同上
		ドレン部	不検出	同上

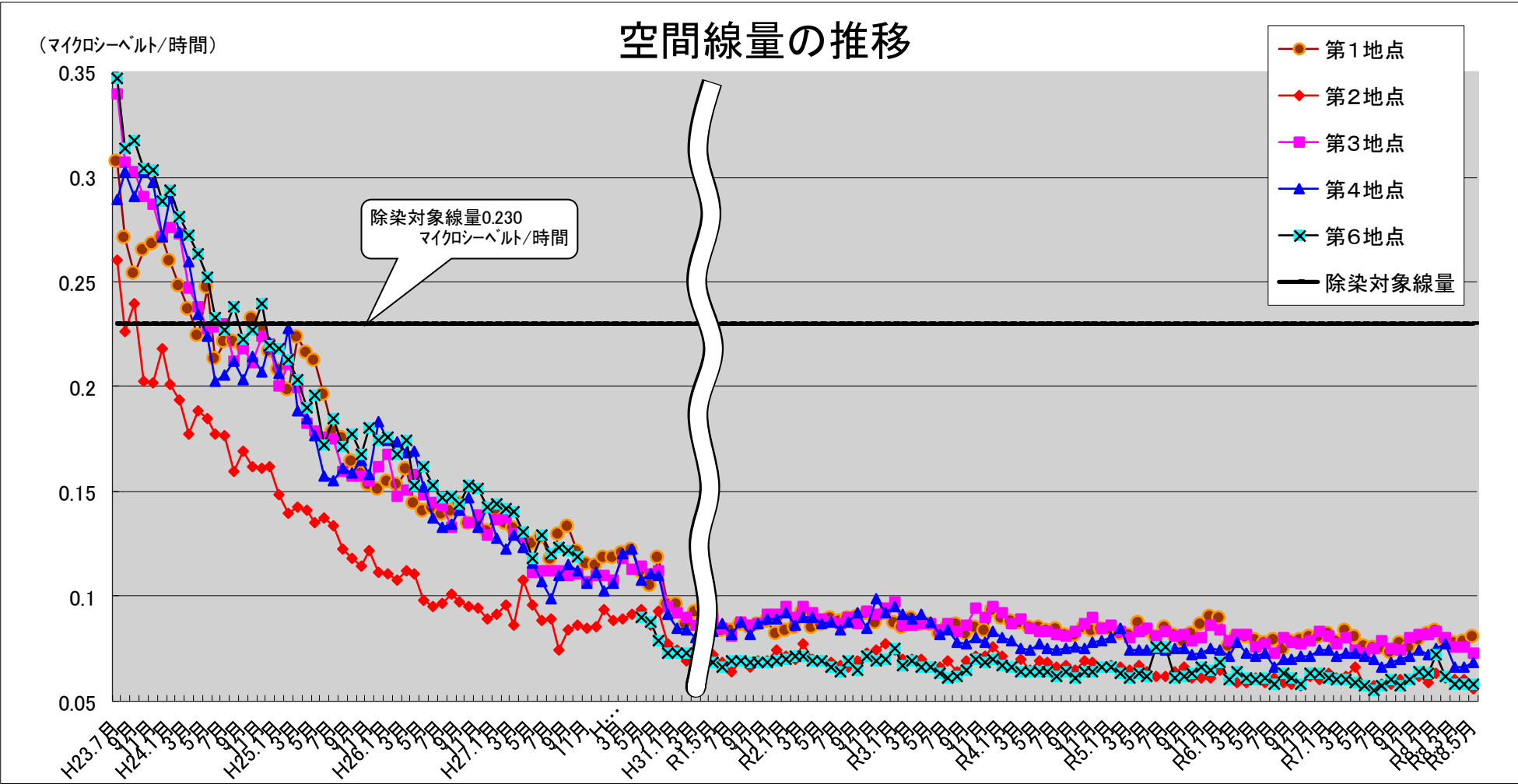
※ろ紙部とは、排ガス中の浮遊粒子状物質をろ紙によって捕集します。

※ドレン部とは、ろ紙部を通過した排ガスを蒸留水等が入った吸収ビンに接触させて捕集します。

2 空間線量の推移

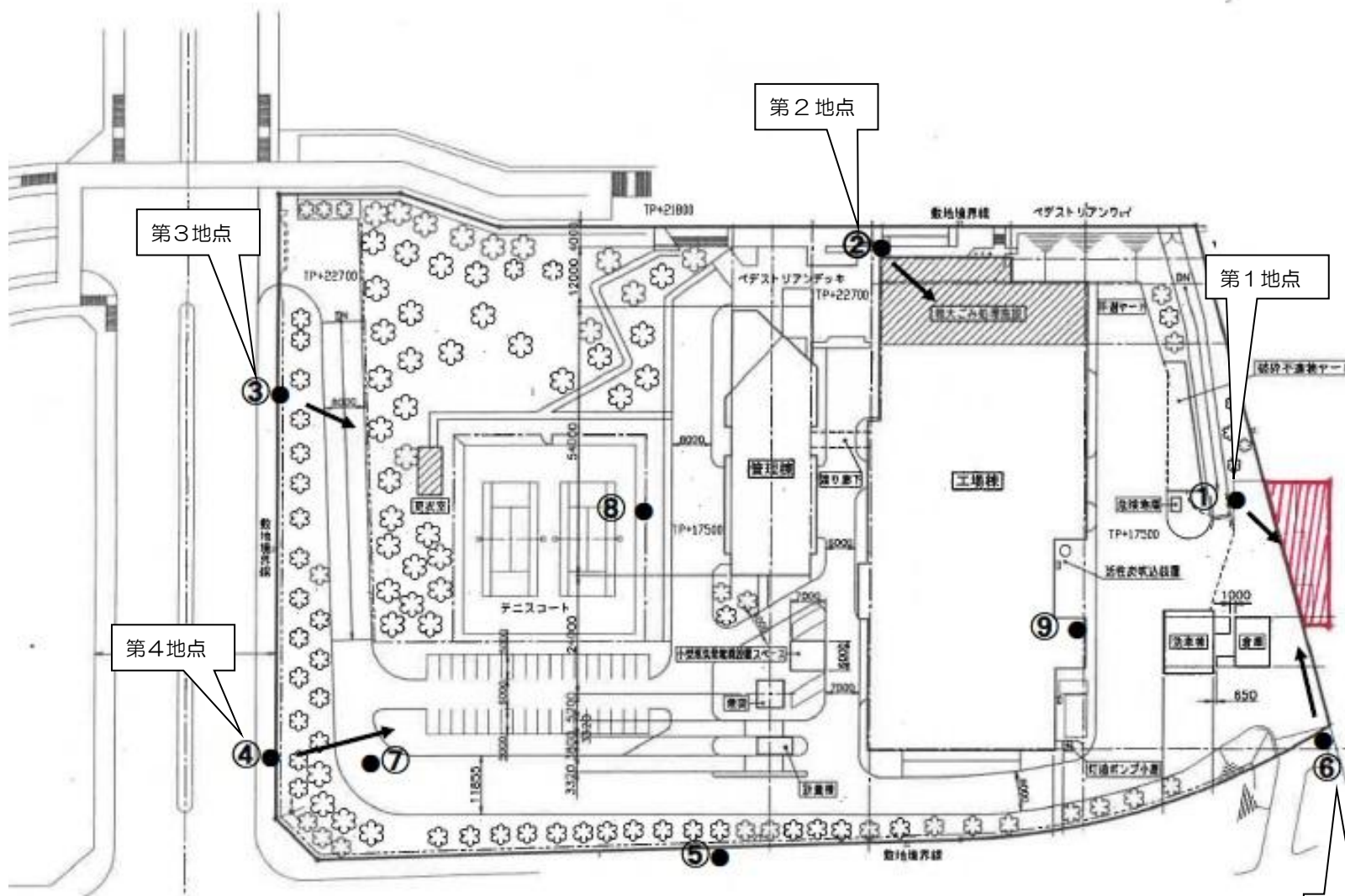
印西クリーンセンター敷地内及び敷地境界の9地点で週1回測定しています。

- 敷地境界5地点の空間線量月平均値（地上高 100cm）



R7 年度	2月	3月	R8 年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
最高値	0.080 (3)	0.077 (1)	最高値	0.078 (1)	0.080 (1)	—	—	—	—	—	—	—	—
最低値	0.061 (2)	0.058 (6)	最低値	0.058 (6)	0.056 (2)	—	—	—	—	—	—	—	—

※カッコ内は該当の地点を表しています。



※指定廃棄物（飛灰）の
保管状況について

基準値（8,000Bq/kg）を
超えた飛灰（平成 23 年 7
月、8 月発生 of 指定廃棄物）
は 130 t あり、令和元年度
にドラム缶（252 缶）をフ
レコンバッグに梱包し、既
存のフレコンバッグ（120
袋）と一緒に、一時保管し
ています。この指定廃棄物
は国が処分するものです。

指定廃棄物
一時保管場所

【放射線測定器の点検期間中の測定について】

放射線測定器（環境放射線モニタ PA-1000 Radi）は年 1 回専門業者へ点検に出しています。

3 焼却灰の処理状況

放射性物質の測定結果により、基準値（8,000Bq/kg）以下を確認し、印西地区一般廃棄物最終処分場へ埋立処分しています。
（令和7年度：3月末現在）

令和7年度計画処理量	埋立量
5,441 t／年	・4月 474 t
	・5月 496 t
	・6月 553 t
	・7月 454 t
	・8月 301 t
	・9月 450 t
	・10月 462 t
	・11月 342 t
	・12月 544 t
	・1月 468 t
令和8年2月～3月 小計 921t	
令和7年度合計 5,466 t（端数調整あり）	
印西地区一般廃棄物最終処分場	
埋立容量 402,200 m ³ 埋立量 147,561.22 m ³	
残余容量 254,638.78 m ³	
埋立率 36. 69%	

（令和8年度：5月末現在）

令和8年度計画処理量	埋立量
5,983 t／年	・4月 497 t
	・5月 461 t
	令和8年4月～5月 小計 958t
埋立率 36. 99%	

白煙防止装置の運用停止の継続について

印西クリーンセンターでは、ごみの焼却から発生する蒸気を、場内発電、温水センター、熱供給事業（地域冷暖房）に有効活用していますが、場内で利用している蒸気の中には、排ガスを再度加熱する設備「白煙防止装置」にも利用していました。

白煙防止装置は、煙突出口部分で白く煙のような見え方を抑制するための設備です。煙突からの排出する白煙は、焼却炉内及び排ガス処理装置で利用した水分が、煙突出口部分で冷やされ「水蒸気」になり、寒い冬にはよく見える現象で、環境への影響はありません。

しかし、印西クリーンセンターでは、エネルギー有効利用の面から「白煙防止装置」で利用している蒸気を、場内発電や熱供給事業に、より多く利用することを目的として「白煙防止装置」の運用を、現在停止しています。

「白煙防止装置」を停止した場合の蒸気の節約量は、毎年約 6,000 トンから 7,000 トンの蒸気を節約し、発電や地域冷暖房に有効活用しています。

これらのことから、令和 8 年 7 月から令和 9 年 6 月末までの 1 年間「白煙防止装置」の運用停止を了承して頂きたいと環境委員会に諮ります。

令和 8 年 6 月 27 日

○令和 8 年度次期中間処理施設整備事業の進捗状況について

(令和 8 年 5 月末時点)

1. (仮称) 印西クリーンセンター次期中間処理施設建設工事について (R6.2 月契約)
 - ・ 令和 7 年度：基礎工事が完了
 - ・ 令和 8 年度：躯体工事及びしプラント工事を実施
 - ・ 施工時環境影アセスメント 令和 7 年 4 月～令和 1 0 年 3 月(継続)
(工事中の建設機械の稼働に伴う騒音・振動・粉じん等の調査)



2. アクセス道路について
 - ・ 関係機関協議：上下水道・電気・ガス等 (継続)
 - ・ 道路及び下水道工事 6 月契約予定 (令和 9 年 1 1 月完了予定)
3. 地域振興策について
 - ・ 設計及び建設業務 8 月契約予定 (令和 1 0 年 3 月完了予定)
 - 【整備概要】
 - ①屋内余暇棟
 - ・ 入浴余暇機能 (内風呂／サウナ／水風呂／ととのい処／岩盤浴／マッサージ リラクゼーションルーム／エステ／トレーニングルーム等)
 - ・ 一般余暇機能 (農産物直売所／物販／飲食店／共有客室／コインランドリー等)
 - ②露天風呂
 - ・ 地域未来交付金 地域の将来ビジョンに基づき、地域経済の活性化や住民生活の質の向上につながる施設整備を国が財政的に支援する交付金を活用予定
4. 用地管理業務について
 - ・ 地域振興策用地草刈 5 月契約
 - (第 1 回)：5 月下旬から 6 月予定
 - (第 2 回)：1 0 月予定

令和8年度 次期中間処理施設整備事業のスケジュールについて

(令和8年5月末時点)

事業内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(仮称)印西クリーンセンター 次期中間処理施設建設工事		躯体工事及びプラント工事										
		施工時環境アセスメント										
アクセス道路工事		関係機関協議	上下水道・電気・ガス等									
			道路及び下水道工事									
地域振興策								地域振興策設計・建設工事				
用地管理業務		地域振興策用地草刈①					地域振興策用地草刈②					

令和8年度 第1回環境委員会 質問内容

放射性廃棄物の件

松戸市は8000ベクレル以下なら処分しても良いかと国に掛け合い了承を得て処分費も国が負担するよう交渉したと記憶しています。

国の処分費の予算請求に時間がかかるので予算が出てからの実施となるとのこと。

前回の議事配布資料で説明があったかと。

今回 私が組合及び2市1町に質問したかったことは

1：松戸市のアクション及びスケジュールを、組合と2市1町は把握しているのか？

担当者レベルではなく、役所として共有されているのか？ということ。

2：松戸市の状況から、自主処分の了解を取り付けても、国の予算が下りるまでのタイムラグがあるということで、当地区では残り2年の猶予しかない中で今年度の予算請求はすでに終わってしまった。

つまり来年3月の予算請求に間に合わないで現クリーンセンターの稼働中の処理に間に合わないのではないかと。

仮に市が建て替えて処分した場合に、あとで国から処分費を返してもらえる保証はない。もう、交渉のスタートをしなければ間に合わないのに、行政も議会議員も何も始めないのは住民に対して誠意ある対応とは言えず責務の放棄に他ならないのではないかと。どのように考えているのか？

3：今年度中に処理事業が承認されなければ来年に補正予算で処理するという意見もあるが、単にハードルが上がるだけである。

以上です。

ICC-議題-20260627

回答は文書で

1. 指定廃棄物の件

(1)2024年2月5日に要望書を提出して以降の進捗状況は？（松戸市の指定解除との関連）

保管から処理へ移行する準備を行っているということだが、進捗状況は如何か？

2.(1)「報告事項 操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果について」の「表-7) 排ガス中の重金属測定(調査測定)」で、測定結果の表の下に、

「※カルシウム、銅、亜鉛の測定項目については、令和5年度より実施しないこととなりました。

経緯 カルシウム、銅、亜鉛の3項目については、JIS K 0083 (排ガス中の金属分析方法)に規定されていませんでした。2016年03月04日の環境委員会において測定方法についての指摘がありましたがそのまま測定等を継続してきたため、令和4年度第4回の環境委員会で測定等についての協議の結果、削除することになりました。」との注があります。

これは不正確であるので、協定書の記載内容や経緯を確認し、正確な表記に訂正すべきである。

過年度の報告書も同様に記載がされているため、正しい表記に変更されたい。

参考として、2009年10月25日に開催された印西クリーンセンター住民説明会の資料(抜粋)と平成22年度実績排ガス中の重金属測定、ごみ質分析、気象測定結果(表-8, 9, 10)(抜粋)を添付します。

への回答で、組合側の資料の提供を約束し、ようやく実行されたのは真摯な態度とは考えられない。

7. 協定書の整理の項目を含めて、明確にわかりやすく整理することは最低限の条件である。

表-8) 排ガス中の重金属測定

〔規制値、協定値は無し〕 測定義務：要測定											
測定方法	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0222	JIS K-0105
区分	カルシウム	バナジウム	カドミウム	鉛	ひ素	全クロム	マンガン	銅	亜鉛	水銀	PCB
単位	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³
定量下限値	0.02	0.01	0.002	0.01	0.005	0.01	0.01	0.01	0.01	0.001	0.005
H20.9.24	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
H20.11.27	0.05	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.01	ND	ND

※ NDは、定量下限値未満を示す。

表-8) 排ガス中の重金属測定

〔規制値、協定値は無し〕 測定義務：要測定											
測定方法	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0222	JIS K-0105
区分	カルシウム	バナジウム	カドミウム	鉛	ひ素	全クロム	マンガン	銅	亜鉛	水銀	PCB
単位	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³
定量下限値	0.02	0.01	0.002	0.01	0.005	0.01	0.01	0.01	0.01	0.001	0.005
H20.9.24	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
H20.11.27	0.05	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.01	ND	ND

※ NDは、定量下限値未満を示す。

表-8) 排ガス中の重金属測定

〔規制値、協定値は無し〕 測定義務：要測定											
測定方法	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0222	JIS K-0105
区分	カルシウム	バナジウム	カドミウム	鉛	ひ素	全クロム	マンガン	銅	亜鉛	水銀	PCB
単位	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³
定量下限値	0.02	0.01	0.002	0.01	0.005	0.01	0.01	0.01	0.01	0.001	0.005
22.6.30	0.04	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
22.11.26	0.05	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND

※ NDは、定量下限値未満を示す。

表-8) 排ガス中の重金属測定

〔規制値、協定値は無し〕 測定義務：要測定											
測定方法	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0083	JIS K-0222	JIS K-0105
区分	カルシウム	バナジウム	カドミウム	鉛	ひ素	全クロム	マンガン	銅	亜鉛	水銀	PCB
単位	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³	mg/Nm ³
定量下限値	0.02	0.01	0.002	0.01	0.005	0.01	0.01	0.01	0.01	0.001	0.005
22.6.30	0.04	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.05	ND
22.11.26	0.05	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND

注意書きの「・・・されていませんでした。・・・のまま測定等を継続してきたため、・・・」という

矛盾を理解し、速やかに改定すべきであると思われる。

3. 住宅宿泊事業者（民泊）の件

「a)構成市町は住宅宿泊事業者（民泊）の存在を把握しているか。b)住宅宿泊事業者と宿泊者が排出する廃棄物は家庭ごみではなく、事業系ごみとして適正に排出・回収されているのか」に回答があったが、その後の進捗状況はいかがか

住宅宿泊事業者の表示掲出はされているのか？（民泊事業者の表示掲出により、市民のためのごみの集積所との区別が明確になり、適正な処理につながる）への回答は千葉県の管轄だから何もしない

(2)民泊ではないが、日本経済新聞社の「マンション一室をホテル登録、東京都心で急増 民泊規制「抜け穴」に（<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOCC2158F0R20C26A4000000/>）を情報共有したい。

4. 会議録の作成のさらなる効率化を望む。

従来と比較すると改善されていたが、3月6日開催の会議録は令和8年4月30日完成となっているのはいかなる理由か
会議録作成の改善策としてワードWordを利用しているが、さらなる効率化を希望するものである。

5. 組合ホームページで公開されている「一般廃棄物処理施設維持管理に関する記録（印西クリーンセンター）」と、

「表ー1）令和7年度月別ごみ搬入量及び焼却量等操業状況」と「表ー1）令和7年度月別ごみ搬入量及び焼却量等操業状況」のデータが一致していないのはいかなる理由か

(2)6月に搬入された八千代市の廃棄物のデータの記載が見られないのはどのような理由によるものか。

6. 次期中間処理施設整備事業の「廃棄物処理施設整備に係る費用対効果分析」の件

(2)公開された費用対効果分析で、便益の中継施設に関する項目の計上はいかなる理由か？への回答は納得できる説明ではないため、再度考察していただきたい。

7. 協定書の整理について

「印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書」は記載内容を整理して記載すべきと思われる。
協定書の全貌ががわかるようにすべきである。

今回の会議の資料として協定書が添付されているが、協定の全貌がわかるものではない、

組合の管理者が 藤代 健吾 印西市長(令和6年8月6日現在)に変わられ、組合の業務等のレクチャーはされたのでしょうか？

レクチャーで、環境委員会と協定書に関する部分の資料をいただきたい。

に対する回答は真摯さが感じられないものである。きちんと整理し、説明すべきと思う。

8. 2024年12月27日の火災に関して

(1)組合のホームページの「緊急時対応マニュアル(平成27年9月)」に基づく詳細な状況説明をお願いしたい。

(2)火災による影響と対応状況はいかがか？

(3)消防署の見解は出たのでしょうか？

根拠や規定に基づいて、きちんとまとめて、説明していただきたい。

9. 6月に搬入された八千代市の廃棄物のデータの記載が見られないのはどのような理由によるものか。

協定書に記載された事項が行われていないことは極めて遺憾である。協定書第14条に該当することで、ルールを遵守する態度が見られないことは大きな問題である(八千代市の申し出は5月16日、十分時間はあった)。説明に無理がある。管理者から明確な説明を求める。

(2)他地区からのごみを搬入する場合の手続きは協定書に記載されているが、印西地区ごみ処理実施計画も改定する必要があると思われる。(東京二十三区清掃一部事務組合では変更している。) 臨時の場合は変更しないというの如何なものか。

10. 事業系一般廃棄物処理手数料の改定で、令和6年10月1日より、270円/10kg(消費税込み・10kg未満の場合270円) 消費税込みから310円/10kg+消費税に変更された。減量効果は見られたか？分析結果を教授いかがか？」への回答があったが、より長時間の分析結果を教授いただきたい。

11. 表-2) ①排出ガス測定 of 定量下限値の件
定量下限値の表示が焼却炉に関係なく、一定の数値であるのはいかなる理由か？

12. 令和8年度印西地区ごみ処理実施計画に関して

(1)作成日は、2026年3月27日であり、完成が期限より早いことは素晴らしい。簡潔な説明をお願いしたい。

13. 印西クリーンセンター維持管理に関する計画に関して

(1)6と7の結果確認の実施状況の明確な説明を求める。に対してサンプリング間隔の回答がなかったのは？

14. 落じん灰に関して

(1)平成30年から令和6年度までの落じん灰を売却する契約の実績を提供されたことに感謝します。
その後の状況はいかがか？

15. ごみ集積所における「燃やすごみ」の組成分析調査に関して

組合は、ごみ集積所における「燃やすごみ」の組成分析調査(全集積所の中から、住宅形態の違いによる排出特性を確認するため、住宅の団地地域、アパートなど、農業集落地域の3種類から2か所ずつ合計6か所の集積所を選定し、1集積所当たり3袋の「燃やすごみ」をサンプルとして抽出し、分析する)を実施していたが、近年は実施しているのか、否か。継続されていたら、公開すべきと思われる。ごみ質分析との比較も重要であると思われる。への回答でデータの公開を検討するということでしたが、閲覧のみということだが、公開すべきと思うが、いかがか。

16. 添付データに関して

(1)印西市一般廃棄物処理概要を配布していただき、感謝。新委員にも提供され、簡潔な説明をして下さい。

17. 組合ホームページの一般廃棄物処理施設維持管理に関する記録と環境委員会だよりに関して

(1)組合ホームページの「一般廃棄物処理施設維持管理に関する記録」と「環境委員会だより」は更新されたことを「NEW」使用して表示していない。お知らせにはNEWを入れるという回答があったが、更新したら全てNEW表示すべきであり、それが実施されていない場合があるので改善をされたい。

18. 組合ホームページの環境委員会だよりの〇協定書(別添1)の設置の件

組合ホームページの環境委員会だより(<http://www.inkan-jk.or.jp/green/10-kankyou-iinkai-.html>)に、「〇協定書(別添1)」(<http://www.inkan-jk.or.jp/green/10-kankyou-iinkai-kyoutei.html>)へのリンクが設定されたのはいかなる理由か？への回答があったが、納得できる説明ではない。
表示している協定書が偏っている。
手持ちの協定書をすべて表示すべきと思う。

19. 予算決算などの資料はホームページで公表されるべきです。
予算決算など議会に提出された場合は速やかにホームページに掲載していただきたい。

20. 千葉県一般廃棄物処理長期広域化・集約化計画について

「2050年度までの千葉県処理長期広域化・集約化計画に配慮が必要である。情報を公開すべきである。災害廃棄物処理計画も関係するので要注意と思われる。」の更新情報はありますか。

21. 印西クリーンセンター機器等詳細調査業務や精密機能検査の実施状況と結果は如何か？
一覧表で簡潔に説明ください。

22. 構成3市町で配布しているごみに関連する資料(市役所等の窓口及びホームページ)のアップデート
(表示内容が正しいか否かを含む)は行っていますか。

23. 地域未来交付金（地域未来推進型）を活用する事業に係る事業評価・効果検証とは何でしょうか？

(2) 印西地区環境整備事業組合の総合戦略の策定(2026年03月13日作成)とは何でしょうか？

(3) 印西地区環境整備事業組合の「【臨時措置】印西市では指定ごみ袋以外の袋でもごみを出すことができます」と、印西市の「【臨時措置】指定ごみ袋以外の袋でもごみを出せるようにします」を比較すると、印西市のほうがわかりやすい。

臨時措置を行うために、比較した内容を教えてください。

(4) 鳥獣被害防止計画で対象が異なるのはなぜか？

印西クリーンセンターで焼却すると理由は？

印西市-イノシシ、アライグマ、ハクビシン、タヌキ、スズメ、カラス類、カモ類、コブハクチョウ、キョン

白井市-イノシシ、ハクビシン、タヌキ、アライグマ、アナグマ、カラス、その他鳥類

栄町-スズメ、カラス類、カモ類、ムクドリ、タヌキ、イノシシ、ハクビシン、ノウサギ、アライグマ、

コブハクチョウ

(5) 令和8年度の初回の光化学スモッグ注意報が2026年05月18日に発令された。印西クリーンセンターも大気汚染緊急時対策実施要綱(2026年03月25日に改訂)の適用を受けると思われるが詳細を教授されたい。

(6) 次期中間処理施設の環境影響評価の進捗状況を簡潔に説明いただきたい。

(7) 環境委員会は2時間とされているが、議事が終了するまで開催する。

資料 6

○自治会側からの質問事項に対する回答書（令和8年度第1回環境委員会）

質問事項	回答
1 放射性廃棄物の件 松戸市は8, 000ベクレル以下なら処分しても良いかと国に掛け合い、了承を得て処分費も国が負担するよう交渉したと記憶しています。 国の処分費の予算請求に時間がかかるので予算が出てからの実施となるとのこと。 前回の議事配布資料で説明があったかと。今回私が組合及び2市1町に質問したかったことは、 (1) 松戸市のアクション及びスケジュールを組合と2市1町は把握しているのか？担当者レベルではなく、役所として共有されているのか？ (2) 松戸市の状況から自主処分の了解を取り付けても国の予算が下りるまでのタイムラグがあるということで、当地区では残り2年の猶予しかない中、今年度の予算要求はすでに終わってしまった。 つまり、来年3月の予算請求に間に合わないかと現クリーンセンターの稼働中の処理に間に合わないのではないか。 仮に市が建て替えて処分した場合に、あとで国から	質問事項1の放射性廃棄物に関するこれまでの経緯については、別紙1を参照。 1 (1) 関係市町に松戸市の指定廃棄物関連について確認したところ、各市町とも新聞報道されている内容のみを把握している状況でした。これは、風評被害が懸念されるため、松戸市が非公開としていることによるものであり、詳細が伺えなかった旨の情報については、各市町とも共有をしております。 (2) 組合としては、まずは保管されている指定廃棄物の現時点での放射線量の測定の要望を以前より環境省にしてきたところですが、今年度中の測定実施に向け前向きに検討するとの回答をいただいております。 また、組合としては、指定廃棄物の処分について、現クリーンセンターの稼働中に解決できるものとは考えておらず、現施設の解体を含め全体のスケジュールの中で検討していきたいと考えております。 なお、指定廃棄物は国の責任において処分することから、測定、処分等にかかる費用について、組合の財政負担は無い

処分費を返してもらえない保証はない。もう、交渉のスタートをしなければ間に合わないのに、行政も議会議員も何も始めないのは住民に対して誠意ある対応とは言えず、責務の放棄に他ならないのではないか。どのように考えているのか？ 今年度中に処理事業が承認されなければ来年に補正予算で処理するという意見もあるが、単にハードルが上がるだけである。 (3) 2024年2月5日に要望書を提出して以降の進捗状況は？(松戸市の指定解除との関連) 保管から処理へ移行する準備を行っているということだが、進捗状況は如何か？	ことを確認しております。 (3)(2)で回答しましたとおり、今年度中の指定廃棄物の放射線量の測定を前向きに検討していただける旨の回答をいただいている状況です。
19 予算決算などの資料はホームページで公開されるべきです。 予算決算など議会に提出された場合は、速やかにホームページに掲出していただきたい。	19 予算決算につきましては、今月中旬(6月11日)に令和8年度当初予算書、令和6年度決算書をそれぞれ組合ホームページに掲載いたしました。 今後、ホームページの容量などを勘案し、適宜、予算書及び決算書の掲載を図っていきたいと考えます。
22 関係3市町で配布しているごみに関連する資料(市役所等の窓口及びホームページ)のアップデート(表示内容が正しいか否かを含む)は行っていますか。	○印西市 最新の情報での掲載・配布に努めています。 ○白井市 冊子については年1回程度、ホームページ等については随時更新しております。 ○栄町

	ごみに関連する資料に関して、内容等に変更が生じた場合にはホームページや配布資料のアップデートを行っています。
23（1） 地域未来交付金（地域未来推進型）を活用する事業に係る事業評価・効果検証とは何でしょうか？	23（1） 次期中間処理施設の整備に併せ、地域振興施設の整備を予定しており、その整備にあたっては地域未来交付金を活用する予定です。 当該交付金を活用する事業に係る事業評価・効果検証とは、交付金を充当して実施した事業について、事業目的の達成状況や実施効果を客観的に把握・確認する取組をいいます。 具体的には、目標に対する達成度や事業手法の適切性を評価するとともに、利用状況や地域への影響等を指標により検証し、その結果を今後の施策の改善等に活用することを目的としております。
23（2） 印西地区環境整備事業組合の総合戦略の策定（2026年3月13日作成）とは何でしょうか？	23（2） 総合戦略の策定は、人口減少への対応や地域の活性化を目的として、目指す将来の姿や取り組むべき施策を計画としてまとめるものであり、地域未来交付金はこの総合戦略に位置付けられた事業に活用されることから、計画に基づいて効果的に事業を進める仕組みとなっています。 また、国の制度である地域再生計画とも内容の整合を図りながら、一体的に地域づくりを進めていくものです。

2 3 (3) 印西地区環境整備事業組合の「【臨時措置】 印西市では指定ごみ袋以外の袋でもごみを出すことができます」と、印西市の「【臨時措置】指定ごみ袋以外の袋でもごみを出せるようにします」を比較すると、印西市のほうがわかりやすい。 臨時措置を行うために、比較した内容を教えてください。	2 3 (3) 組合としましては、ホームページ利用者が閲覧しやすいよう作成しておりますが、今後もより分かりやすいホームページの作成に努めてまいります。 臨時措置を行うために比較した内容につきましては、「袋の種類」、「大きさ」及び「臨時措置の期間」について行いました。
2 3 (4) 鳥獣被害防止計画で対象が異なるのはなぜか？ 印西市ーイノシシ、アライグマ、ハクビシン、タヌキ、スズメ、カラス類、カモ類、コブハクチョウ、キョン 白井市ーイノシシ、ハクビシン、タヌキ、アライグマ、アナグマ、カラス、その他鳥類 栄町ースズメ、カラス類、カモ類、ムクドリ、タヌキ、イノシシ、ハクビシン、ノウサギ、アライグマ、コブハクチョウ	○印西市 印西市では、担当課によると、これまでの被害や今後考えられる被害の状況を考慮して、対象鳥獣を選定している。とのことです。 ○白井市 鳥獣被害防止計画の対象鳥獣の選定には市町の区域内において、農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣であて、各市町が早急にその被害を防止するための対策を講じるべきとして判断した鳥獣種を記載することとしていますので必ずしも対象鳥獣が一致するものではありません。 また、鳥獣被害防止計画の更新、作成の際に生息状況や被害状況を踏まえ、国、県と協議を経たうえで対象鳥獣として記載しています。 ○栄町 「鳥獣被害防止計画」についてですが、当計画は野生鳥獣

	による農林水産業等への被害を防止するため、市町村が「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づき策定する対策プランとなります。 続いて、当町において指定した鳥獣についてですが、町内で増加傾向にある鳥獣や農作物への被害が特に目立つ鳥獣を指定しており、各市町村で農林水産業における環境が異なることから対象鳥獣が異なると思います。
23（5） 令和8年度の初回の光化学スモッグ注意報が2026年5月18日に発令された。印西クリーンセンターも大気汚染緊急時対策実施要綱（2026年3月25日に改定）の適用を受けられるが詳細を教授されたい。	23（5） 2026年5月18日に発令された光化学スモッグ注意報は、千葉地域に発令されたものであり、印西地域に発令されたものではありませんでした。 なお、印西地域に光化学スモッグ注意報等が発令された場合は、千葉県大気汚染緊急時対策実施要綱の規定に基づく措置を講じることとしています。 ※千葉県大気汚染緊急時対策実施要綱より抜粋 ・千葉地域：千葉市、佐倉市及び四街道市 ・印西地域：我孫子市、印西市、白井市及び栄町
23（6）次期中間処理施設の環境影響評価の進捗状況を簡潔に説明いただきたい。	23（6）環境影響評価につきましては、都市計画決定権者である印西市が、当組合に代わり手続きを実施しており、すでにその手続きは完了しております。令和6年5月には、次期中間処理施設整備事業に係る環境影響評価が実施され、結果が縦覧されていたところでございます。

	なお、令和7年度からは次期中間処理施設の土木・建築工事が開始されており、環境状況を把握しながら工事を進めているところでございます。
23（7）環境委員会は2時間とされているが、議事が終了するまで開催する。	23（7）環境委員会の開催は、多くの委員にご参加いただいていることから各委員のご都合や負担を考慮しますと、開催時間を議事が終了するまでとする判断を組合だけであることは困難であるため、環境委員会内で検討させていただきたいと考えております。

○自治会側からの質問1に対する回答書

環境委員に初めて任命された委員もいらっしゃると思いますので、質問1の回答につきまして、これまでの経緯を簡単にご説明いたします。

質問には「放射性廃棄物」とありますが、正式には「指定廃棄物」といいます。指定廃棄物とは「放射性物質汚染対処特措法」に基づき、放射性セシウム濃度が8,000ベクレルを超え、環境大臣が指定して国が特別に管理・処理する廃棄物のことをいいます。福島第一原発事故に伴い発生した放射性物質に汚染された焼却灰、下水汚泥などがこの対象となります。

当クリーンセンターから発生した指定廃棄物は、隣接する収集センターに保管されています。指定廃棄物は法律によって国が管理するものと定められており、移動、運搬、あるいは濃度を許可なく測定することなどはできないことから、これまで国に対して早期に処理するよう印西、白井、栄、当組合だけに限らず、指定廃棄物を保管している県や市町村などが、移動、処理等を要望していますが、未だに手つかずとなっている箇所が多く、このような問題となっています。

国との協議により、セシウム濃度を国が測定し8,000ベクレル以下となった指定廃棄物について、指定を解除し、一般廃棄物として民間事業者処理する動きが近年見られます。そのような民間処理施設は、国内に数か所あると聞いていますが、松戸市では千葉県内で初めてそのような取り組みを行っており、令和7年度から9年度にかけて3か年で処理することとして、現在処理を進めています。

当組合としても、そのような新聞報道を受け、情報収集のため松戸市に伺いましたが、受け入れ先の民間処理施設や自治体などに風評被害が懸念されることなどから、松戸市議会への説明も含め非公開としている部分が多く、新聞報道以上の内容は把握できておりません。

これらを踏まえまして、回答書の質問1にお答えいたします。

資料 7

○これまでの環境委員会で回答済みの質問事項（同主旨を含む。）

質問事項	回答
2 「報告事項 操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果について」の「表－7）排ガス中の重金属測定（調査測定）」で、測定結果の下に、 「※カルシウム、銅、亜鉛の測定項目については、令和5年度より実施しないこととなりました。」 経緯 カルシウム、銅、亜鉛の3項目については、JISK0083（排ガス中の金属分析方法）に規定されていませんでした。 2016年3月4日の環境委員会において測定方法についての指摘がありましたがそのまま測定等を継続してきたため、令和4年度第4回の環境委員会で測定等についての協議の結果、削除することになりました。」との注があるが、これは不正確であるので、協定書の記載内容や経緯を確認し、正確な表記に訂正すべきである。 過年度の報告書も同様に記載がされているため、正しい表記に変更されたい。 参考として、2009年10月25日に開催された印西クリーンセンター住民説明会の資料（抜粋）と平成22年度実績排ガス中の重金属測定、ごみ質分析、	2 協定に規定されている「排ガス中の重金属」につきましては、平成19年度に改正が行われ、測定の頻度と測定方法が規定されています。 カルシウム、銅、亜鉛の3項目につきましては、協定で規定されている測定方法で測定できる金属の種類には該当が無かったものの、測定方法であるJIS K 0083で測定できるものとして環境委員会に報告していたものです。 記載につきましては、令和4年度第4回の環境委員会での測定等についての協議の結果、削除することになり、測定結果の表の欄外に、経緯を記載することになったことから次のとおりの記載とさせていただきたいと思います。 ※ カルシウム・銅・亜鉛の3項目については、令和5年度より実施しないこととなりました。 経緯 カルシウム、銅、亜鉛の3項目について、JISK0083（排ガス中の金属分析方法）では測定出来ないことが、平成27年度第4回の環境委員会において指摘されましたが、そのま

気象測定結果（表－８，９，１０）（抜粋）を添付します。への回答で、組合側の資料の提供を約束し、ようやく実行されたのは真摯な態度とは考えられない。 ７．協定書の整理の項目を含めて、明確にわかりやすく整理することは最低限の条件である。 注意書きの「・・・されていませんでした。・・・そのまま測定等を継続してきたため、・・・」という矛盾を理解し速やかに改定すべきであると思われる。	ま測定結果を掲示していました。 改めて令和４年度第４回の環境委員会において同様の指摘をされたことを受け委員会の中で協議した結果、今まで掲示していた３項目につきましては、削除することとなりました。
３ 住宅宿泊事業者（民泊）の件 a) 関係市町は住宅宿泊事業者（民泊）の存在を把握しているか。 b) 住宅宿泊事業者と宿泊者が排出する廃棄物は家庭ごみではなく、事業系ごみとして適正に排出・回収されているのか」に回答があったが、その後の進捗状況はいかがか。（関係市町での変化は？） 住宅宿泊事業者の表示掲出されているのか？（民泊事業者の表示掲出により、市民のためのごみの集積所との区別が明確になり、適正な処理につながる）に対しては、表示掲出は千葉県の所管だから何もしない。 （２）民泊ではないが、日本経済新聞社の「マンション一室をホテル登録、東京都心で急増 民泊規制「抜け穴」」を情報共有したい。	３ ○印西市 これまでと同様に、市からの住宅宿泊事業者に対して、事業系ごみとして事業者の責任により処理するよう通知をしております。 住宅宿泊事業法第１３条により、住宅宿泊事業者は、届出住宅ごとに、標識を掲げなければならないとされています。そのため標識が掲げられていないものにつきましては、民泊について所管している千葉県から指導等行われるものであり、市でその情報を共有することはありません。 ○白井市 a) 千葉県のホームページ等により把握しております。 b) 住宅宿泊事業者に対して、事業系ごみとして事業

<https://www.nikkei.com/article/DGXZQ0CC2158F0R20C26A4000000>

者の責任により適正に処理するよう通知をしております。

市ホームページに住宅宿泊事業に関するページを掲載しております。住宅宿泊事業者の標識の掲示は県の所管であるため、情報を共有する予定はありません。

○栄町

a) 前回と同様、千葉県ホームページ等により随時確認をしております。

b) 引き続き事業系ごみとして事業者の責任により処理するようにホームページで周知を図っており、家庭ごみで排出している等の苦情等はありません。

住宅宿泊事業者に対して、事業系ごみとして事業者の責任により適正に処理するように通知しております。

市ホームページに住宅宿泊事業者に関するページを掲載しております。住宅宿泊事業者の標識の掲示は県の所管であるため、情報を共有する予定はありません。

(2) ご教示いただいた日本経済新聞社の記事については、有料記事のため、内容を全て確認できておりません。

(組合回答)

4 会議録の作成のさらなる効率化を望む。 従来と比較すると改善されたが、令和8年3月6日開催の会議録は令和8年4月30日完成となっているのはいかなる理由か。 会議録作成の改善策としてワード Word の利用を採用しているが、さらなる効率化を希望するものである。	4 令和7年度第4回の会議録につきましては、年度末の業務量の増加、職員の人事異動により遅れての送付になっていました。 しかしながら、現状のとおり職員での対応が一番早いものと考えています。
5 (1) 組合ホームページで公開されている「一般廃棄物処理施設維持管理に関する記録（印西クリーンセンター）」と、「表－1 令和7年度月別ごみ搬入量及び焼却量等操業状況」のデータが一致していないのはいかなる理由か。 (2) 令和7年6月に搬入された八千代市の廃棄物のデータの記載が見られないのはどのような理由によるものか。	5 (1) 「表－1 令和7年度月別ごみ搬入量及び焼却量等操業状況」につきましては、「一般廃棄物処理施設維持管理に関する記録（印西クリーンセンター）」と全てデータが一致していることを確認しています。 また「表－1 令和8年度月別ごみ搬入量及び焼却量等操業状況」につきましては、令和8年4月分の2号炉と令和8年5月分の1号炉ですが、炉を加熱するだけの日数を含めていたため、当日資料で訂正させていただきます。申し訳ございません。 (2) 令和7年6月に八千代市から搬入された可燃ごみ271.8tにつきましては、表－1の欄外に表示してあるとおり、関係市町の1人1日当たりのごみ量に影響してしまうことから、ごみ総搬入量には計上しておりませんが、ごみ焼却量には数値を計上するという対応としております。

6 次期中間処理施設整備事業の「廃棄物処理施設整備に係る費用対効果分析」の件 公開された費用対効果分析で、便益の中継施設に関する項目の計上はいかなる理由か？への回答は納得できる説明ではないため、再度考察していただきたい。	6 便益の中継施設の計上については、次期施設建設事業を行わない場合の代替措置として委託処理としており、効率的な収集・運搬のため一時貯留施設として利用することを仮定し、比較評価を行っています。 また、我孫子市においては、代替措置として、委託処理とされ効率的な収集・運搬のため、既設の受入れ設備を改造し一時貯留施設として利用することを仮定し、比較評価されています。
7 協定書の整理について 「印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書」は記載内容を整理して記載すべきと思われる。協定書の全貌がわかるようにすべきである。 今回の会議の資料として協定書が添付されているが、協定の全貌がわかるものではない。組合の管理者が藤代健吾印西市長（令和6年8月6日現在）に変わられ、組合の業務等のレクチャーはされたのでしょうか。 レクチャーで、環境委員会と協定書に関する部分の資料をいただきたい。に対する回答は真摯さが感じられない。きちんと整理し、説明すべきと思う。	7 委員の皆様にお配りした協定書が最新のものとなっております。 また、管理者への環境委員会と協議書に関するレクチャーにつきましては、令和7年6月11日に皆様に配布させていただいた資料の印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書、印西クリーンセンター環境委員会細則を使用し、管理者へのレクチャーを行っています。
8 2024年12月27日の火災に関して (1)組合のホームページの「緊急時対応マニュアル(平成27年9月)」に基づく詳細な状況説明をお願いしたい。	8 (1) 令和6年度第4回印西クリーンセンター環境委員会と令和7年度第1回印西クリーンセンター環境委員会において報告させていただいたとおり、火災発生当日の状況につきましては、火災

(2) 火災による影響と対応状況はいかがか。 (3) 消防署の見解は出たのでしょうか。 根拠や規定に基づいて、きちんとまとめて説明していただきたい。	発生後、消防署に通報を行った後、消防署による消火活動が行われ、約9時間後の16時46分に、鎮火となりました。 当日の対応については、適切に対応したものと認識しております。 (2) 火災直後は、可燃ごみについて、船橋市、柏市、成田市の協力により処理を行いました。12月30日からは可燃ごみの処理施設について被害がほとんど無かったことから、処理を再開しております。 不燃ごみ・粗大ごみの処理施設については、甚大な被害のため、県内ごみ処理施設に県を通じて協力要請を行ったところですが、条件に合う県内自治体等が無かったことから民間処理施設を探し、(株)カツタ(ひたちなか市)に処理を委託しており、現在も継続して処理を行っています。 (3) 令和6年12月27日に発生した印西クリーンセンターの火災について、令和7年7月29日付で印西地区消防組合より火災に伴う情報提供がありました。 本報告書によりますと、本火災は、ごみ処理施設の工場棟3階選別室から出火し、工場棟の一部及び収容物が焼損した建物火災であり、出火原因は粗大ごみに混入していたリチウムイオン電池が、粗大ごみ処理過程の破砕機により変形、衝撃等で内部電極のプラス極とマイナス極が接触したことで内部短絡を起こし出火、コンベアによって運搬され、磁力選別機付近でコンベア内の可燃物及びコンベアベルトに着火し、No.2破砕物搬送コンベアか
---	---

	らNo.1破砕物搬送コンベアに焼け下がり延焼拡大したもののことでした。
9 6月に搬入された八千代市の廃棄物のデータの記載が見られないのはどのような理由によるものか。 協定書に記載された事項が行われていないことは極めて遺憾である。協定書第14条に該当することで、ルールを遵守する態度が見られないことは大きな問題である。 (八千代市の申し出は5月16日、十分時間はあった。)管理者から明確な説明を求める。 (2) 他地区からのごみを搬入する場合の手続きは協定書に記載されているが、印西地区ごみ処理実施計画も改定する必要があると思われる。 (東京二十三区清掃一部事務組合では変更している。)臨時の場合は変更しないというのは如何なものか。	9 6月に八千代市から搬入された可燃ごみ271.8tにつきましては、表-1の欄外に表示してあるとおり、構成市町の1人1日当たりのごみ量に影響してしまうことから、ごみ総搬入量には計上しておりませんが、ごみ焼却量には数値を計上するという対応としております。 また、ご指摘の通り協定書第4条には「やむなく他地区から搬入せざるを得ないときは、あらかじめ委員会に報告し、協議するものとする。」とありますが、今回のように急を要するものについては、委員会を開催することが出来ないことから、自治会側委員代表者に報告し、受入れる判断をしたものです。 なお、今後同様の事例が発生した場合は、自治会側委員代表者に連絡させていただき、その後委員の皆様にご連絡またはメールなどにより協議させていただきますのでご理解願います。 (2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条に規定される一般廃棄物処理計画は、同施行規則により、5年ごとに見直しを行う基本計画及び毎年定める実施計画で構成され、市町村で定めなければならないものとされています。 環境省から出されている「ごみ処理基本計画の策定指針」

	では、市町村が区域を越えて一般廃棄物の搬入や搬出を行っている場合には、当事者である市町村間で密接に連絡を取り、相互の一般廃棄物処理計画に齟齬をきたさないように努める必要があるとされています。
10 「事業系一般廃棄物処理手数料の改定の改定で、令和6年10月1日より、270円/10kg（消費税込み・10kg未満の場合270円）消費税込み）から310円/10kg+消費税に変更された。 減量効果は見られたか。分析結果はいかがか？」への回答があったが、より長時間の教授をいただきたい。	10 事業系一般廃棄物処理手数料を令和6年10月1日から改定しており、令和6年10月から令和7年3月までの前年同月比を比較すると、令和6年分実績6,354tに対し、令和5年分実績6,701tと、料金改正の影響であるかは不明ですが、約347tの減量となっています。 新たに令和7年4月から令和8年3月までの実績と前年同月比実績を比較すると令和7年分実績は12,986tに対して令和6年分実績は13,284tと298tの減となり、料金改定の影響かは不明であります但事業系廃棄物については減量となっています。
11 表－2）①排ガス測定の定量下限値の件 定量下限値の表示が焼却炉で異なるのはいかなる理由か？」回答をお願いいたします。	11 排ガス測定の定量下限値が焼却炉で異なる件につきましては、転記ミスがありましたため、令和7年度第4回の環境委員会当日に配布した資料から定量下限値を訂正させて頂きました。今回配布しました資料につきましても、各焼却炉の定量下限値が統一された資料を配布させて頂いています。

1 2 令和8年度印西地区ごみ処理実施計画に関して 作成日は2026年3月27日であり、完成が期限より早いことは素晴らしい。簡潔な説明をお願いしたい。	1 2 令和7年度版はホームページ掲載が4月以降となっていた経緯がありましたため、令和8年度版は「ごみ処理実施計画」を早期に作成し、3月27日に完成いたしました。 印西地区ごみ処理実施計画は、令和5年3月に策定した印西地区ごみ処理基本計画の推進及び実施のために必要な令和8年度のごみの減量、資源化及び適正な処理を図るために必要な事項を定める計画です。
1 3 印西クリーンセンター維持管理に関する計画に関して 6.7.の結果確認の実施状況の明確な説明を求める。に対してサンプリング間隔の回答がなかったのは？	1 3 焼却炉の運転に係る立ち上げ、立ち下げについては、昇温、降温の計画曲線に沿って運転員が常時モニターを見ながら温度調整を行っています。 なお、温度のデータについては、前回にお答えしたとおり、1時間毎にデータで記録をしています。
1 4 落じん灰に関して 平成30年から令和6年度までの落じん灰を売却する契約の実績を提供されたことに感謝します。 その後の状況はいかがか？	1 4 令和7年度は61.06tの落じん灰を売却しています。 また次期中間処理施設にも、現施設と同様の落じん灰回収設備を設置予定であり、落じん灰の売却も可能です。
1 5 ごみ集積所における「燃やすごみ」の組成分析調査に関して 組合は、ごみ集積所における「燃やすごみ」の組成分析調査（全集積所の中から、住宅形態の違いによる排出特性を確認するため、住宅の団地地域、アパートな	1 5 燃やすごみの組成分析調査結果につきましては、令和7年9月8日に、ホームページで公開しております。 印西地区環境整備事業組合のホームページ、印西クリーンセンター内の組成分析結果をクリックしていただき、組成分析結果（PDF ファイル）の各市町年度別割合比較表で公開し

ど、農業集落地域の3種類から2か所ずつ合計6か所の集積所を選定し、1集積所当たり3袋の「燃やすごみ」をサンプルとして抽出し、分析する）を実施していたが、近年は実施しているのか、否か。継続されていたら、公開すべきと思われる。 ごみ質分析との比較も重要であると思われる。への回答でデータの公開を検討するということでしたが、閲覧のみということだが、公開すべきと思うが、いかがか？	ております。 地域別の調査結果については、ホームページ等で公開する予定はございません。地域別等の詳細な調査結果につきましては、組合にて閲覧にて対応をしておりますのでご理解をお願いいたします。
1 6 添付データに関して 印西市一般廃棄物処理概要を配布していただき、感謝。新委員にも提供され、簡潔な説明をしてください。	1 6 印西市一般廃棄物処理概要は、一般廃棄物の処理経緯、可燃ごみの組成分析結果、資源化事業、施設・許可業者、その他市で行っている不法投棄防止事業などについて、まとめたものになります。
1 7 組合ホームページの一般廃棄物処理施設維持管理に関する記録と環境委員会だよりに関して 組合ホームページの「一般廃棄物処理施設維持管理に関する記録」と「環境委員会だより」は更新されたこと（NEW）は表示しない。 お知らせにはNEWをいれるという回答があったが、更新したら全てNEW表示すべきと思うが、実施されていない場合があるので、改善をされたい。	1 7 更新しましたら、NEWと表示するようにします。 「環境委員会だより」のNEWにつきましては、トップページの「環境委員会だより」と「環境委員会だより」から入った3）環境委員会報告にNEWと入るようにします。 「一般廃棄物処理施設維持管理に関する記録」はトップページにNEWと入るようにします。

18 組合ホームページの環境委員会だよりの○協定書（別添1）の設置の件 組合ホームページの環境委員会だよりの（http://www.inkan-jk.or.jp/creen/10-kankyou-iinkai-.html）に、「○協定書（別添1）」（http://www.inkan-jk.or.jp/creen/10-kankyou-iinkai-.html）へのリンクが設定されたのはいかなる理由か？への回答があったが、納得できる説明でない。 表示している協定書が偏っている。手元の協定書をすべて表示すべきだと思う。	18 組合ホームページに掲載されている協定書は、現在の協定書と過去に7回改正された改定内容すべてを表示しております。
20 千葉県一般廃棄物処理長期広域化・集約化計画について 「2050年度までの千葉県処理長期広域化・集約化計画に配慮が必要である。情報を公開すべきである。災害廃棄物処理計画も関係するので要注意と思われる。」の更新情報はありますか？	20 更新情報は特にございせん。 千葉県では、2050年度を目標として、一般廃棄物処理に係る長期広域化・集約化計画を令和8年度を目途に策定しており、県内市町村及び一部事務組合の意見を反映するため、協議会を設置して意見を伺っているところです。当組合としてもこの協議会に参加しておりますが、現在策定中の計画となりますので、現時点での公表は困難であると考えます。 この計画案策定後は、千葉県環境審議会で審議され、令和9年2月頃を目途に公表すると伺っております。
21 印西クリーンセンター機器等詳細調査業務や精密機能検査の実施状況と結果はいかがか。一覧表で簡潔に説明ください。	21 機器等詳細調査業務は、平成25年度に基幹改良を目的に実施しています。精密機能検査は、令和7年度に実施しておりますが、報告書はまだ提出されていません。